

令和9年4月にお子様が小学校へ入学予定の保護者の方へ

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のご案内



① 就学援助とは…

紀の川市では、経済的な理由でお困りの方に対して、小中学生の学習が妨げられないよう就学援助費を支給しています。就学援助費のうち、入学準備に必要な「新入学学用品費」について、入学前に支給しています。就学援助費の対象になる方で、入学前の支給を希望される方は、下記の内容をご確認いただき、**LOGOフォーム**にて申請してください。

② 新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

- 次の（１）～（３）の要件にすべて該当する方
- （１）お子様が**令和9年4月**に国公立の小学校へ入学予定の方 ※私立学校は対象外
 - （２）紀の川市に居住している方（住民票がある方）
 - （３）下記③の就学援助費の要件に該当する方

③ 就学援助費の対象となる要件について

次の１～６のいずれか１つの要件に該当すれば、就学援助費を受けることができます。

認定要件	証 明 書 類
１ 令和7年4月 以降に、生活保護の停止・廃止の措置を受けた方	「生活保護停止・廃止決定通知書」の写し
２ 市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税のうち、いずれかの税目が減免された方	該当する税目の減免通知書の写し
３ 世帯全員が市民税非課税である方（ 高校生以下を除く ）	「 地方税関係情報の確認に係る同意書 」の提出または、令和8年度非課税証明書の いずれか （所得・控除額の記載があるもの）
４ 国民年金保険料の免除を受けている方 ※ 免除されている方が申請者となります	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し （免除されている申請者の分で免除期間内のもの）
５ 児童扶養手当の支給を受けている方 ※児童手当・特別児童扶養手当は対象外です	児童扶養手当証書の写し （有効期限が 令和9年10月31日 までのもの）
６ 失業・病気などの事情により、収入が著しく減少し、子供の就学について援助が必要と認められる方	<u>まず、教育総務課まで連絡ください。</u> (民生・児童委員及び園長の意見書、課税証明書、給与支給明細書等その状況による証明書類を提出)

- ★ ３・６では、同じ家に住んでいる方（祖父母・兄弟姉妹等）を同一世帯とみなします。例えば**同住所地内に祖父母がいる場合は、たとえ住民票は別であっても、同居とみなし、世帯に含めます。また、父親または母親が単身赴任等で世帯が別であっても世帯に含めます。**
- ★ ２・３・６に該当する方で、**令和8年1月1日時点**で紀の川市に住民票がない方は、その時点に住民票のある市町村が発行する通知書(証明書)を取得し、添付してください。

④ 申請について

受付期間	令和8年9月1日（火）から令和9年1月29日（金）まで
申請方法	LOGOフォーム（就学時健診時の入学説明会にてQRコード配布）
申請時に添付が必要なもの	① 保護者指定口座の振込先情報がわかるもの（通帳、金融機関のカード等） ② 就学援助の上記認定要件に応じた証明書類
支 給 額	お子様１人あたり ６４，３００円 （予定）
支 給 時 期	３月中旬



㊦ 留意事項

- 令和8年度より就学援助費(新入学学用品費等入学前支給)はオンライン申請（LOGOフォームでの申請）を行います。
- 紀の川市教育委員会が審査に必要な範囲で、世帯全員に係る住民基本台帳、課税状況、生活保護及び児童扶養手当の受給状況等について確認させていただきます。
- 受付期間(令和8年11月2日(月)～令和9年1月29日(金))を過ぎてからの申請受付はできません。
※受付期間中に申請できなかった方は、入学後に学校より就学援助の案内がありますので、必要な手続きを行ってください。※入学後に申請した場合、「新入学学用品費」については4月認定の方のみが対象となり、7月中旬頃に支給されます。
- 審査後は、紀の川市教育委員会より、認定通知書および不認定通知書が送付されます。
認定者については本申請で登録した口座へ「新入学学用品費」が振り込まれます。

次の①～④に該当する場合は支給対象にはなりません。

これらに該当し支給を受けた場合は、**支給金額を返還していただきます。**

- ①**令和9年3月末日までに紀の川市外に転出される場合**
- ②**申請内容に虚偽があった場合**
- ③**家庭状況等の変化により認定要件に該当しなくなった場合**
- ④**生活保護を受給している場合**

■ Q & A（よくある質問を掲載しましたので参考にしてください。）

Q 1. 入学前に支給を受けたら、入学後の就学援助費についても自動的に認定および支給されますか？ A 1. 自動的に支給されません。入学後に学校より就学援助の案内がありますので、必要な手続きを行ってください。	Q 3. 入学前に市外へ引っ越し予定です。今回の入学前支給の申請できますか？ A 3. できません。4月以降も引き続き紀の川市に居住される方が対象となりますので、市外へ転出される方は申請できません。 転出先の教育委員会にお問い合わせください。
Q 2. 『3』の要件で申請しようと思うのですが、住民票を別にしていて、同じ住所地に住んでいる祖父が課税されています。支給対象となりますか？ A 2. 支給対象にはなりません。住民票を別にしていても同住所地内にいる方が1人でも課税されている場合は、就学援助費の対象とはなりません。	Q 4. 添付書類を紛失してしまいました。どうすれば良いですか？ A 4. 当該添付書類の担当課に問い合わせ、再発行を依頼してください。期日までに添付書類が揃わない場合は教育総務課までお問い合わせください。
Q 5. 申請するのを忘れていました。新入学学用品費は支給してもらえないのでしょうか？ A 5. 入学後に各学校より配布される就学援助の案内に沿って、 4月中 に就学援助の申請を行ってください。 4月認定 の児童生徒の保護者を対象に、他の費目と合わせて新入学学用品費を 7月 に支給します。	

その他の質問等につきましては、下記のお電話番号までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞
紀の川市教育委員会 教育総務課 学校教育班（電話：0736-77-2511）

